

令和3年9月30日

保護者 様

川口市立神根小学校
校長 赤羽 広美

緊急事態宣言解除後の学校の対応について

秋風の候、保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご支援ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策へのご協力ありがとうございます。

さて、埼玉県では、令和3年9月30日をもって、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、段階的な緩和措置を実施することとなりました。川口市においても、10月1日より引き続き感染防止対策を講じながら通常授業実施の方針が示されました。つきましては、本校においても下記の通り、感染症拡大防止対策を徹底しながら日課を通常に戻し教育活動を継続してまいります。

記

1 日課について

10月1日（金）より、通常日課で授業を再開

2 基本的な感染防止対策の徹底

(1) 生活面

- 定期的な手洗いの徹底（手洗いの回数・時間を確保）
- 検温、健康状態の確認の徹底

(2) 学習面

「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」についても感染防止対策を徹底して、できるものから段階的に実施していきます。

<各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」>

- ①各教科等に共通する活動として、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」、および「近距離で一斉に大きな声を出す活動」。
- ②音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③家庭、技術家庭における「児童生徒が近距離で活動する調理実習」
- ④体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

3 学校と家庭の感染拡大防止の連携について（お願い）

- (1) 引き続き毎朝、神根っ子健康カード（検温、体調不良の有無、同居家族等の健康状態の確認）への記入をお願いします。本人または同居家族等に咳、発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を控えてください。なお、この場合は欠席扱いとはなりません。
- (2) 学校で健康状態に心配がある場合は、ご家庭に連絡しお迎えをお願いします。登校時には連絡が取れるようご協力をお願いします。
- (3) 児童やご家族の感染が疑われる（濃厚接触者、PCR 検査の対象者になる等）場合には学校へ速やかにご連絡ください。また、速やかに登校を控えるようお願いいたします。この場合につきましても欠席扱いにはなりません。

4 家庭における児童の感染防止対策の徹底について（お願い）

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）
- (2) 「発熱等の風邪症状が見られる場合」や「家庭内に体調不良者がいる場合」は登校しない。
- (3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、正しいマスクの着用）